

《手配旅行条件書》（オンライン予約：航空券・ホテル）

この旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」および同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1) お客さまと株式会社ダイナスティーホリデー（以下当社といいます。）とは、手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当社はお客さまの依頼により、お客さまのために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客さまが運送・宿泊機関などの提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。その際、当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務は終了します。したがって、満員、休業、条件不適當などの事由により、運送・宿泊機関などとの間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客さまは、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関などに支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます。）のほか、取扱料金を申し受けます。旅行契約の条件は、本旅行条件書、および当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。
- (4) 当社は、手配旅行契約の履行にあたって、手配の全部または一部を本邦内または本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。
- (5) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下、提携会社といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）であるお客さまが、旅行代金のお支払いを提携会社のカードにより決済することをあらかじめ承認したときは、お客さまからのサイトによるお申し込みを受けて、提携会社のカードにより所定の伝票への署名無くして、旅行代金のお支払いを受けることを内容とする通信契約による旅行条件（12 項の通信契約による旅行条件）を適用します。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) お申し込みサイトの所定の事項を記入のうえ、旅行代金（旅行費用および取扱料金をいいます。）をお申込時にクレジットカードにて全額お支払いください。当社所定の旅行申込書を指定の期日までに記入してください。
- (2) 当社は、当社の業務上の都合があるとき手配旅行契約の締結に応じないことがあります。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、所定の旅行代金を受領したときに成立します。

3. お申し込み条件

- (1) お支払いはクレジットカードによるお支払いのみとなります。
- (2) 高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障がいをおもちの方などで特別の配慮を必要とする方などは、サービス提供機関の参加条件によります。
- (3) 20 才未満の方は親権者の同意が必要です。 ※同意書はホームページからダウンロードできます。
- (4) お客さまが暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要

求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(5) その他当社らの業務上の都合で、お申し込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面のお渡し

(1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客さまに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

(2) 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

5. 旅行代金のお支払いと額の変更

(1) 旅行代金はお申込時にクレジットカードにて全額お支払いください。

(2) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関などの運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

(3) 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

6. 渡航手続き

(1) 旅行に必要な旅券、査証（ビザ）、再入国許可および各種証明書（以下「渡航書類」といいます。）ならびに予防接種証明書の取得については、お客さまご自身で行っていただきます。

(2) 当社は、別途「渡航手続代行契約」により、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。この場合でも、当社はお客さまご自身に起因する事由により旅券・査証などの取得ができない場合、その責任を負いません。

7. 旅行契約内容の変更

お客さまから契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客さまの求めに応じます。この場合旅行代金が増えることがあり、次の料金を申し受けます。また、当該手配旅行契約の内容の変更により生じる旅行代金の増加または減少はお客さまに帰属します。

- ① 既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関などに支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に必要な費用
- ② 当社所定の変更手数料

8. 旅行契約の解除

(1) お客さまは次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除はホームページ(マイページ)でお受けします。

- ① お客さまが既に提供を受けた旅行サービスの対価として、またはいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関などに対して既に支払い、またはこれから支払う費用

- ② 当社所定の取消手続料金
 - ③ 当社が得るはずであった取扱料金
- (2) お客さまが第 5 項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときはお客さまに次の料金をお支払いいただきます。ただし、お申込時に旅行代金をお支払いになった場合を除きます。
- ① お客さまがまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関などに対して既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用
 - ② 当社所定の取り消し手続料金
 - ③ 当社が得るはずであった取扱料金
- (3) 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客さまは旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関などに対して既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金を払い戻します。
- (4) 前項の規定は、お客さまの当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

9. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申し込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

- (1) 当社は、お客さまが定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係わる旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (2) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
- (3) 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。
- (4) 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。

10. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者（以下手配代行者といいます。）の故意または過失により、お客さまに損害を与えたときは、お客さまが被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により被害を被ったときは、当社は前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。
- (3) 手荷物について生じた本項（1）の損害につきましては、本項（1）の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して 21 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお 1 人あたり最高 15 万円まで（当社に故意、または重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

11. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、または当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客さまから損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供機関にその旨を申し出なければなりません。

12. 通信契約による旅行条件

本旅行条件書で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社のカード会員から電話、郵便、ファクシミリ、テレックス、電子メールなどの通信手段による申し込みを受け、提携会社のカード規約に従って決済することについて当該カード会員があらかじめ承諾したうえで締結される「旅行契約」をいいます。

- (1) 通信契約においては、申し込み時に「会員番号・カード有効期限、依頼しようとする旅行サービスの内容」などを当社に通知していただきます。
- (2) 通信契約において、当社が電子メール、ファクシミリ、テレックスまたは留守番電話による契約承諾の通知を発する場合は、お客様の「支払いの承諾」および「旅行条件などの閲覧」を当社が確認したうえで行います。この場合、当該契約承諾の通知がお客様に到達した時に契約が成立するものとします。ただし、契約承諾の通知を電話（留守番電話を除きます。）または郵便で通知する場合は、その通知を発した時に成立します（第2項（3）参照）。
- (3) 通信契約を締結するときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして契約書面に記載する金額の支払いを受けます。また「カード利用日」（お客様または当社が旅行契約に基づく旅行代金などの支払いまたは払戻債務を履行すべき日）は当社が確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。
- (4) 第5項、第7項および第8項の規定によりお客様が負担すべき費用などが生じたときは、当社は提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして当該費用などの支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用などの額または当社がお客さまに払い戻すべき額を、当社がお客さまに通知した日とします。また、当該通知は確定次第速やかに行いません（第5項、第7項、第8項参照）。
- (5) 与信などの理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第8項（2）の料金を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

13. 海外危険情報について

渡航先(国または地域)によっては、「外務省海外危険情報」など、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ：www.pubanzen.mofa.go.jp/」にてご自身でご確認ください。

14. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：www.forth.go.jp/」でご確認ください。

15. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費などがかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客さまご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めいたします。

16. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客さまとの連絡のために利用させていただくほか、お客さまがお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、①当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成にお客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は、当社が保有するお客さま個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなどのお客さまへの連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容などのご案内、購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。

17. その他

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

18. 約款準拠

本旅行条件書に記載のない事項は、当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。